

# 志木市後見ネットワークセンター便り



## 「弁護士からみた成年後見制度」

志木市後見ネットワークセンター企画運営会議委員 高田慎二弁護士

### 1、弁護士が選任される割合

成年後見人等に選任された中で、弁護士が全体に占める割合はどの程度か、皆さまはご存知でしょうか。

令和2年度の最高裁判所の統計によりますと、成年後見人等に選任されたのは、弁護士が全体の約21%となっております。一方、親族は全体の約19%にとどまっております。親族よりも弁護士その他の専門職（司法書士、社会福祉士など）が選任される割合が年々高くなっています。

弁護士は、特に親族間で争いがある場合や、親族からの虐待があるなど紛争性がある事案で選任される場合が多いです。法律の専門家として、成年後見分野において弁護士が果たすべき役割は今後もあると考えております。

### 2、メリットを感じる制度

ただ、弁護士等の第三者の後見人が選任された場合、報酬の負担がある一方で、その報酬に見合うメリットを感じないといった利用者の意見があることも承知しております。

確かに、成年後見制度の利用を促進していくうえで、報酬負担の問題はあるとは思いますが、実際、後見人の報酬算定の在り方などについては、再検討されているところです。

しかし、単純に報酬基準を引き下げることで解決する問題なのかという点は、検討の余地があると考えております。利用者に成年後見制度のメリットを感じて頂くためには、後見人に選任されている弁護士側においても、これまでの活動を振り返る必要があると思います。

### 3、身上保護

弁護士は、個人差はもちろんありますが、一般的に財産管理に重きを置き、身上保護（ご本人の生活や療養看護など）に関する対応が十分にされてこなかったのではないかと考えます。

自戒を込めていいますと、忙しさのあまり、本人への定期訪問が疎かになったり、丁寧なアセスメントもせず、本人の意思を十分に確認する努力を怠ったり、ということも少なくないのではないかと思います。

また、こうすべきだという価値判断が先行してしまい、ご本人の意思を無視して、良かれと思ってその価値判断に従って進めてしまうこともあると思われます。しかし、認知症の方であっても、これまで生きてきた人生経験があり、その方なりの考えや思いがあるわけであり、支援を受ければ、その方なりの決定が出来るはずだと思います。

### 4、意思決定支援

令和2年10月に、最高裁、厚労省及び専門職団体をメンバーとするワーキング・グループが、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を出しました。後見事務を行うに当たっても、すべての人には自分のことを決める力があるという前提に立ち、本人の意思決定を支援することになります。

この動きを受けて、弁護士会においても、意思決定支援に関する研修会などが開催されるようになってきました。

後見人が、このようなガイドラインを参考にしながら後見事務を行っていくことによって、利用者からも成年後見制度のメリットを感じられ、利用促進にもつながっていくのではないかと考えております。

# 将来の老後の備えとしての任意後見制度

～任意後見制度について、全3回に分けて後見ネットワークセンターの相談員である高橋明子司法書士が説明します～

①

相談者・安子



後見制度は、認知症にならないと利用できませんか。

③

相談者・安子



頼れる親族がないので老後が心配でしたが、あれこれ計画できる今のうちだったら、老後の希望をきちんと話しておけるわね。

②

相談員



高齢になり認知症などで判断能力が不十分になりますと、銀行での手続きや施設入所契約などが難しくなりますので、本人を保護し支援する後見人等を家庭裁判所で選任してもらう法定後見制度があります。

このほかに、将来の備えとして行う任意後見制度があります。任意後見制度は、将来、認知症になっても生活が困らないように、信頼できる人に、あらかじめ支援してもらいたいことを頼む契約を結んでおくというものです。

④

相談員



任意後見人に依頼するご自分の希望は、任意後見契約書に詳しく盛り込みます。例えば、介護が必要になったら自宅を売って、日当たりのよい個室のある老人ホームに入りたいなどです。

ご自分の将来を託す契約になりますので、公正証書で結ぶ必要があります。

次回、詳しくお話ししましょう。

次回は、3月発行予定の6号に続きます。

## information



フォーシーズンズ志木・マルイファミリー志木8階

●場所 志木市本町5-26-1  
フォーシーズンズ志木8階  
お車の場合は、駐車券を発行していますので、お申し出ください。

【法律専門職相談】  
第1・3月曜日、火・金曜日  
(祝休日は休み)  
13時から16時 ※予約優先

## 編集後記

◆謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年も「後見ネットワークセンター」をよりよくお願いします。至らない点もあったかと思いますが、最後までお読みいただきありがとうございます。次号も暖かく見守っていただけたら嬉しく思います。